

〈目次〉

ココが良いとこ鹿児島県薩摩川内市1
企業立地に対する優遇制度(市)①4
企業立地に対する優遇制度(市)②5
企業立地に対する優遇制度(県)①6
企業立地に対する優遇制度(県)②7
企業立地に対する優遇制度(国)8
企業版ふるさと納税制度9
薩摩川内市周辺の道路網図10
薩摩川内港(重要港湾・国際貿易港)
航路概要及び船社紹介11
薩摩川内市立地企業位置図12



薩摩川内市





国の補助金

企業立地に伴っ電気料金が

最長呂年間



県の補助金

企業立地促進補助金…

最为10億円

更に このほか にも 生產設備投資促進補助金…

最大

3億円

市の補助金

企業立地支援補助金

● 用地取得費…… 🐯 1 億円

● 施設設備費…… 最大 1 億円

● 通信費…… 最为 9 千万円

● 新規雇用補助… 🐯 🕇 億円

商業施設立地支援補助金

● 雇用補助········ 最为 3000万円

中小企業元気づくり補助金

● 知的財産権申請費等… 最大 70万円

若者等ふるさと就労促進奨励金

対象 新卒者、UIJ ターン者…… 10 万円

中小企業等人材育成支援事業補助金

対象 市内事業者…… 最大 10 万円/資格





薩摩川内港

1

海外

川内港貿易補助金

新規。 最大 定期コンテナ航路週4便

薩摩川内港

海外



釜山行き 週2便 台湾·劉行き 週1便 神戸行き 週1便

ココが良いとこ薩摩川内市 南九州の拠点(支社、営業所に最適) Point 3 福岡県 左賀県 筑後船小屋 新大牟田 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 新幹線通勤補助金 ●新幹線通勤者に ★鹿児島空港 横川I.C 甑島 薩摩川内都I.C 鹿児島県 鹿児島中央 ●九州新幹線さくら全車両停車 ●渋滞が少ない ●地価が安い 公出水 ●鹿児島市まで 高速道路で約30分 <mark></mark>横川I.C ★鹿児島空港 新大阪から最速 3時間38分

鹿児島市

鹿屋〇

鹿児島 中央

博多から最速 一時間8分 鹿児島中央から最速 12分

James James (1) innuit



事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会

設立目的

市内企業間の情報交換・ビジネスマッチング、共同求人事業、共同販売事業など連携できる環境づくりを推進し、市内企業及び市経済の発展、さらなる雇用拡大を図る目的で組織されました。

(平成25年11月に任意団体として設立し、平成30年7月に事業協同組合として再スタートしました)

メリット

- ●異業種、同業種による技術交流、提携
- ●組合員の情報交換、交流促進
- ●ビジネスマッチングへの参加
- ●各種情報提供、情報共有など

協議会の構成

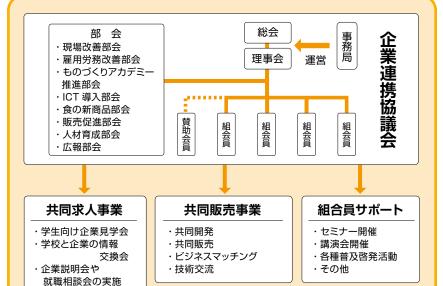
●組合員

薩摩川内市内に事業所があり本協議会の 主旨に賛同する企業

※業種は絞らず希望者のみ。中小企業。

- ●賛助会員
 - ①大企業・金融機関
 - ②公益法人等

組織図



組合員数140 賛助会員27(大企業等12、公益法人等15) (令和2年3月現在)

Point 5

安心して生活できる環境の実現 ~各種制度~

・求職者とのマッチング

・ハローワークとの連携

・郷土会との連携

・UIJ ターン推進

子ども医療費助成事業 18才

●医療費の自己負担額は まで

コウノトリ支援事業

●不妊治療を受ける夫婦に対し

是大<mark>20万円/年</mark>

奨学金返金支援

●30歳未満、市内雇用、市内居住

最200万円

定住住宅取得補助金

●新規住宅取得に

最大 150 福助万円



企業立地に対する優遇制度(市)①

1 企業立地支援補助金

	I 正未立地又抜佣助並						
	制度		補 助 内 容	補 助 要 件			
	固定資産税課税免除		規立地は5年間免除 設、移転は3年間免除	①業種 製造業、鉱業、情報サービス業、			
	用地取得費補助(土地)	選択	新設 5/10 増設・移転 3/10 (造成費・解体費を含みます。) ※市の指定する用地に立地した場合は 新設 6/10、増設・移転 4/10 限度額(操業 1 年以内の新規雇用者数) 5~19人 3,000 万円 20~29人 5,000 万円 30 人以上 1 億円	研究開発施設、流通業 ②操業開始時期 ●用地取得費補助を受ける場合 用地取得から5年以内 ●施設設備費補助を受ける場合			
	施設設備費補助 (建 物・設 備)	制 (いずれかーつ	新設 10/100 増設・移転 5/100 (水道施設・光回線設備含みます。) 限度額(操業 1 年以内の新規雇用者数) 5~19人 ······· 3,000 万円 20~29人······ 5,000 万円 30 人以上 ······ 1 億円	施設取得から2年以内 ●賃借費補助を受ける場合賃借開始から2年以内 ③新規雇用者数			
	賃 借 費 補 助 (土 地・建 物)	7)	新設 5/10 増設・移転 3/10 限度額(操業 1 年以内の新規雇用者数) 5~19人 ······· 1,000 万円 / 年 20~29人······ 2,000 万円 / 年 30 人以上 ······ 3,000 万円 / 年 ※最長3年間(操業開始月~36ヶ月)	操業1年以内に 新設5人以上(実質増) 増設5人以上(実質増) 移転5人以上(実質増)			
通信費補助		限	設 5/10 増設・移転 3/10 度額(操業開始 1・2・3 年後の雇用者数) 50~99 人 ········ 1,000 万円 / 年 100~199 人······· 2,000 万円 / 年 200 人以上 ······· 3,000 万円 / 年 最長3年間(操業開始月~36ヶ月) 情報サービス施設で50人以上の新規雇用に限る	【企業誘致サポーター制度】			
	新規雇用補助金	※ 操 か ※	規雇用者数×30万円(非正規雇用は20万円) 障害者は10万円加算 限度額1億円 業業開始から1年後において6ケ月連続雇用され、 つ連続6ケ月以上の期間市内在住者が対象 がセルロースナノファイバーを活用した事業は雇用1名あたりの 動額が50万円(非正規雇用は30万円)に拡充されます。	企業立地に係る情報提供、市と誘致対象企業の仲介にご協力いただける方で事前登録が必要です。但し、お申し込み頂いても登録できない場合があります。 《登録できる方》 「市民」及び市外在住の「本市出身者」若しくは本市の「縁故者」 《登録できない方》 国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員、国家公務員、			

※雇用創出貢献報奨金

企業誘致サポーターからの情報提供及び仲介がきっかけとなり、企業立地に 結びついた場合に企業誘致サポーターに対して報奨金を支給します。

市町村議会議員、国家公務員、地方公務員、暴力団等

要件	報 奨 金 内 容	上限額
①企業誘致サポーターへの登記 ②企業立地支援補助金制度の す案件 ※業種:製造業等、雇用者 などの要件あり ③進出企業の情報提供 (新設のみ:増設・移転は) ④企業との仲介 (市職員の企業訪問に同席 必要です。)	②操業1年後に最高 900万円 ※新規雇用補助の対象者(6ヶ月連続雇用の市民の数)に応じ支給致します。市内雇用者1人につき10万円(雇用90人以上のとき最高額) ※本制度の該当案件については、企業立地審査会において、企業立地支援補助金の審査に併	1,000 万円

企業立地に対する優遇制度(市) ②

2 商業施設立地支援補助金

補助金名	補 助 内 容	補 助 要 件
新規雇用補助金	新規雇用者数×30万円(非正規雇用は20万円) ※障害者は10万円加算 ※限度額3,000万円	①新規雇用者数 操業1年以内に
机烷准用铀功立	操業開始から1年後において6ヶ月連続雇用され、かつ連続6ヶ月以上の期間市内在住者が対象	新規50人以上(実質増)

3 若者等ふるさと就労促進奨励金

補助対象者	補助要	件	補助金額
若 者 等	・中学校・高校・大学・専門学校等の 卒業者で、市内に住所を有し、卒業後 1年以内に市内事業者と正規雇用契約 を結んだ者で就職時40歳未満の者。 ※甑島地域の事業者と正規雇用を結んだ者 においては、50歳未満の者。	・正規雇用とは、雇用期間の定めが無く、社会保険、労災保険、雇用保険に加入していること。 ・就労して6か月を経過した日から、半年以内(6か月以内)に申請してください。	・市内本土地域 一人につき 10万円・甑島地域 一人につき
UIJターン者	・本市に転入した40歳未満の者で、 転入前後1年以内に市内事業者と正規 雇用契約を結んだ者。 ※甑島地域の事業者と正規雇用を結んだ者 においては、市内本土地域からの転居者も 含み、転入時において50歳未満の者。	・甑島地域の事業所において就労 した方については、2年目の申請 を就労して18か月経過後半年以 内(6か月以内)、3年目の申請 を30か月経過後半年以内(6か月 以内)に申請してください。	30万円 年間10万円を 3年に分けて支給 ※生涯1回のみの 支給

4 中小企業等人材育成支援事業補助金

補助対象者	補助内容	補助対象経費	補助率	補助上限額
市内事業者 ※大企業及び 公的機関は除く	市内事業所に勤務する者で満45歳未満の社員 が、国家資格を取得するために要した経費の 内、事業者が負担した経費に対する補助	(1) 受験手数料 (2) 登録免許税 (3) 旅費	補助対象 経費の 1/2以内	1資格につき 10 万円

5 【社員研修費】【製品宣伝活動経費】【知的財産申請経費】に係る補助金 (中小企業元気づくり補助金)

経費の種類		補 助 内 容	補助率	補助上限額
	社員研修経費	ポリテクカレッジ川内、川内技術開発センター、 中小企業大学校人吉校、鹿児島県工業技術センター における社員研修に要する経費(旅費・研修負担費) で、中小企業者が支払ったもの。		10万円
	製 品 宣 伝 活 動 経 費	見本市や展示会出店のブース費用、器材のレンタル費用、出展に関するパンフレットの作成などに 要する経費で、中小企業者が支払ったものになり ます。(販売を伴うものは除きます。)	補助対象経費の 1/2 以内	30万円
	知的財産権申請経費	特許、実用新案、意匠、商標など知的財産権に関す る申請に要する経費で、中小企業者が支払ったもの になります。		70万円

※補助上限額は、いずれも1事業者・1年度あたりの限度額です。

[※]補助金は、いずれも100円未満切り捨て。

企業立地に対する優遇制度(県)

鹿児島県企業立地促進補助金 事業所の設置に必要な費用の一部を最高10億円補助します。

対象業種	対象施設	適用	要件除	 補助額の算定方法	限度額	
		設備投資額(注2)	新規雇用者数		(注3)	
◎製造業	・工場 ・倉庫		11人以上 6人以上(離島地域)	■ 単小姿短 ∨ 2 /100		
◎ソフトウェア業◎情報処理・提供サービス業◎インターネット付随サービス業	・事業所			6人以上	設備投資額×2/100 +30万円×新規雇用者数 	6千万円
◎研究開発施設	・研究開発施設		3人以上(離島地域)	設備投資額×6/100 +30万円×新規雇用者数		
○製造業○ソフトウェア業○情報処理・提供サービス業○インターネット付随サービス業○流通業等	・工場 ・倉庫 ・事業所	10億円以上	30人以上	設備投資額×6/100	製造業 10億円 その他	
◎研究開発施設	・研究開発施設			設備投資額×10/100	5億円	
○製造業○ソフトウェア業○情報処理・提供サービス業○インターネット付随サービス業○研究開発施設○流通業等	・特定業務施設 ※県外からの 特定業務施設 の移転に限る		2人以上 ※大企業は 5人以上	設備投資額×2/100 +30万円×新規雇用者数 +移転経費×50/100 +貸借料×50/100	6千万円	

- 【その他要件】 注1) 用地等取得後3年以内の操業開始が要件となります。(ただし、製造業については増設期間の制限はありません。)県立会による市町村との立地協定が必要です。
 - 注2) 設備投資額は、用地取得費を除きます。
 - 補助金の額が2億円を超える場合は、単年度2億円以内で分割して交付します。 注3)
 - 特定業務施設:事務所(複数の事業所に対する業務または全社的な業務を行うもの)、研究所(事業者による研究開発において 重要な役割を担うもの)または研修所(事業者による人材育成において重要な役割を担うもの)のいずれかに該当する施設

鹿児島県生産設備投資促進補助金

施設・設備の増設及び更新に必要な費用の一部を最高3億円補助します。

対象業種		補助額等(注1)	補助額の算定方法	限度額(注4)	
	◎製造業	設備投資額 (建2):3億円以上 雇用維持 生産性向上	設備投資額 (注3) × 2/100 +移転経費×1/2	3億円	
【その他要件】 注1)進出企業(県外に本社又は親会社がある企業)が対象です。県立会による市町村との立地協定が必要です。 注2)要件に係る設備投資額には、県外からの移転設備に係る残存価格を含みます。					

注3) 設備投資額は用地取得費を除きます。更新は設備投資額から既存設備の価格を差し引きます。

注4)補助金の額が2億円を超える場合は、単年度2億円以内で分割して交付します。

発電用施設周辺地域生産設備投資支援利子補給補助金

生産設備投資のための借入金について、支払利子のうち1%相当分を補助します。

対象業種	適用要件	補助額の算定方法限度	
◎製造業	設備投資額 ^(注1) :500万円以上 借入額 ^(注2) :500万円以上5千万円以下 生産性向上	支払利子のうち 利率1%相当額(上限) ×7年間(最長)	50万円/年
注	 設備投資額は用地取得費を除きます。 対象となる借入は、設備投資のための金融機関が対象地域:種子・屋久地域、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、 		

発電用施設周辺地域立地企業BCP緊急対策補助金

BCP(事業継続計画)に基づく防災対策関連事業に必要な経費の一部を最高1千5百万円補助します。

対象業種	適用要件 (注1) 補助額の算定方法		限度額	
◎製造業	防災対策関連事業に要する測量設計費、工事 費、備品購入費及び附帯工事費 補助対象経費の1/2		1千5百万円	
【その他要件】 注1)進出企業(県外に本社又は親会社がある企業等)が対象です。 BCP(事業継続計画)を事前に策定する必要があります。 BCP(事業継続計画)は別に定める要件を満たす必要があります。 ※ 対象地域:種子・屋久地域、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、三島・十島地域を除く県内全域				

企業立地に対する優遇制度(県)

鹿児島県特定工場施設等整備費補助金

- 地下水に含まれているシリカの除去施設の設置費用を補助します。
- 特別高圧電力配電線施設を設置する際の電力会社への負担額を半額補助します。

	補助対象	対象区分	補助金額	限度額	適用要件		
		N 家 区 刀		以反映	新規雇用者	その他	
	◎工業用水 特別処理施設	シリカ除去施設(新設)	設置経費相当額	5千万円	21人以上	·用地取得後3年以	
		シリカ除去施設(増設)	増設費用相当額に新 規雇用者増加割合を 乗じた額の1/2以内	2千5百万円	51人以上	内の操業開始(増設工場除く。)	
	◎特別高圧電力 配電線施設 (22kv以上)	工場新設に伴う特別 高圧電力配電線施設	電力会社への負担額の1/2以内	5千万円	21人以上	・工場適地、農工団 地、工業団地などに 立地	
【その他要件】 注1) 県立会による市町村との立地協定が必要です。 注2) 用地取得後3年以内の操業開始が要件です。							

企業立地資金融資 事業所を設置する場合は、最高5億円の低利融資が受けられます。

対象業種	適 用設備投資額	要 件 新規雇用者数	融資額	利率·償還期間	限度額
製造業 ソフトウェア業 情報処理・提供サービス業 インターネット附随サービス業 研究開発施設 流通業 等	特になし 10億円以上	3人以上 30人以上	融資対象経費の 90%以内 (一部地域は70%)	※いずれか選択できます。 ①1.6% (注2) 3年超 7年以内 (2年以内の据置期間含む) ②2.0% (注2) 7年超 10年以内 (2年以内の据置期間含む)	2億円 (知事特認) 5億円

【その他要件】

- 融資対象経費は用地取得費を含みます。
- 利率は平成31年4月1日のものです。 注2)
- 利率は下版37年4月1日の3000と96。 県立会による市町村との立地協定が必要です。 取扱金融機関:鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫、 農林中央金庫(本店及び大阪支店)、商工組合中央金庫鹿児島支店

税の減免等の措置 条例に基づく県税の課税免除・不均一課税等(法人用)

製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設した場合は、県の条例の規定に基づき、事業税、不動産取得税 等について課税免除又は不均一課税(税率軽減)等の適用が受けられます。

	4についてWが2時人は下海 Wが(が十年が) 4の週刊が文けられるす。																
	(注1)		 ##5	₽₼	適用対象業種		種		要件								
7	種類	地域指定(注3)	措置の 種 類		製造業	情報サー ビス業等	その他	設備等の取得価額									
		過疎地域					(注8)	2,700万円	<u></u> 日超								
		(注4)	課	税					5千万円以下の法人	500万円以上							
	事業税 離島振興対策実施地域	免	除	0			資本金等	5千万円超1億円以下の法人	1,000万円以上								
	()±2)												(注5)	(注8)		1億円超の法人	2,000万円以上
	不動産	原子力発電施設等立地地域	課免	税除			(注6)	2,700万円]超								
	取得税	地域再生法における 地域活力向上地域 (注9)	不均課		業科	業種は問わた		1,900万P 資本金1億	引以上 評円超の法人は3,800万円以	上							
		地域未来投資促進法に おける促進区域 (注10)	課免	税除	0	・ 土地、建物の取得価格の合計が1億円超 (農林水産関連業種は5,000万円超)				<u> </u>							

【その他要件】

- 注 1) 大規模償却資産に係る固定資産税(県税分)も対象となります。
- 2) 事業税の課税免除は3年間です。
- 27 学来代の時代元時は3年間と9。 3) 複数の地域指定がなされている市町村は、基本的に有利な措置が適用されます。 4) 地域内の市町村長が一定の基準を満たす産業の振興に関する計画を作成し、関係大臣が指定した地区となっていることが要件です。 5) ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンター 6) 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業は雇用増が15人を超えることが要件です。 7) 観光関連産業など
- 注注注注

- 注注注 農林水産物等販売業
- 地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の知事認定を受けることが要件です。また、適用対象は、事務所・ 研究所・研修所の建物、建物付属施設、構築物、工場内の研究開発施設です。
- 県内全市町村が対象区域です。適用にあたっては「設備等の取得価格」以外の要件もありますので、鹿児島県庁産業立地課まで お問い合わせください。
- 注11) 移転型事業は課税免除、拡充型事業は不均一課税

企業立地に対する優遇制度(国)

原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金(F補助金)

原子力発電所のある薩摩川内市等に立地すると、支払った電気料金に対して給付金が受けられます。

企業立地(新・増設)に伴い電力契約の新規契約・増加契約をしていること。

雇用人数(雇用保険の一般被保険者)が3人以上増加すること。 投資額(特例加算を受ける場合)が新設500万円(増設250万円)以上であること。

製造業及び本市企業立地支援補助金等の対象としている指定業種

交付 初回申請より原則として8年を超えない期間(募集は年2回) 期間

> ・所 在 地:薩摩川内市 (旧川内市) ・業 種: 製造業 ・契約電力: 1,000kW ・電力料金: 20,000,000円/半年

・算 定 単 価:1,360円 ・交付金単価:250円 ・雇用増加数:50人

※算定交付額と交付限度額(支払電気料金、算定電気料金)との比較を行い、最も低い金額を交付 (1,000kW× (1,360円-250円) ×6月) + (50人×300,000円) =21,660,000円 1,000kW× (1,360円×2—250円) ×6月=14,820,000円

○算定交付額 算定電気料金

20,000,000円×1- (1,000kW×250円×6月) =18,500,000円 ○支払電気料金

◎補助金交付額(6ヶ月分)14,820,000円

(1)、(2)、(3)のうち最も小さい額が交付額となります。

(1) 算定交付額=契約電力分(ア)+特例加算分(イ)

(ア) 契約電力分

契約電力×{算定単価一交付金単価}×月数

(イ) 特例加算分

増加した雇用人数×30万円

(2) 算定電気料金

契約電力× {算定単価×係数A-交付金単価} ×月数

(3) 支払電気料金

父付限度額の算定方法

電力料金×係数B一(契約電力×交付金単価×月数)

○契約電力(表1)

半年間の契約電力の月平均と 表1の上限のうちいずれか低い数値

雇用増加者数	上限
3人以上20人未満	1,500kW
20人以上	2,500kW

○算定単価 (表2)

半年間の支払い電気料金 1月あたりの平均契約電力×支払月数	算定単価
1,500円未満	600円
1,500円以上1,600円未満	640円
1,600円以上1,700円未満	680円
1,700円以上1,800円未満	720円
1,800円以上1,900円未満	760円
以降100円刻み	40円づつ加算

○交付金単価 (表3)

対象地域	交付金単価
薩摩川内市(旧川内市のみ)	250円
薩摩川内市(旧川内市、旧入来町、旧祁答院町を除く)	187円
薩摩川内市(旧入来町、旧祁答院町のみ)	125円

○係数 (表4)

市町区分	係数A	係数B
薩摩川内市	2.0	1.0

原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分

制度		補 助 額 等						
	発	電用施設の周辺地域の企業、住民に対し給付	致します。					
原子力立地給付金		地 域	工場等(電力契約) kw当り年額	一般家庭(電灯契約) 一戸当り年額				
	NO 1 3 312	川内地域	1,500円	6,000円				
		樋脇・東郷・里・上甑・下甑・鹿島地域	1,116円	4,500円				
		入来・祁答院地域	744円	3,000円				

地域雇用開発助成金

事業所の設置・整備に伴う費用及び雇い入れた支給対象者の人数に応じて、一定額が助成されます。

助成金の種類	要件	支給対象	助成期間等	支給額
地域雇用 開発助成金 (地域雇用 開発コース)	雇用機会が特に不足している地域で、事業所の設置・整備を行いハローワークなどの紹介により地域求職者を雇い入れ、職場定着を図っている等の事業主	雇い入れた従業者が 3人以上(創業の場合 は2人以上)の場合に その人数と設置・整備 に関わる費用に応じ て支給	最大3年間 (3回)	1回につき 48万円~960万円 ◆1回目の支給時に限り、中小企業事 業主の場合は支給額の1/2を上乗せ 支給。また、創業と認められる場合は、 さらに支給額の1/2を第1回支給時に 上乗せ支給

- ※1 甑島地域が該当
- 本市へ企業版ふるさと納税制度を活用した寄附を行い、本市内に事業所を設置・整備の上、地域求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた場合は対象となります。
 - 事業所の設置・設備を行う前に管轄の鹿児島労働局長に計画書を提出することなど細かい要件がございますので、

くわしくは鹿児島労働局(電話099-219-8713)にお問い合わせください。

薩摩川内市の地方創生を応援してください。

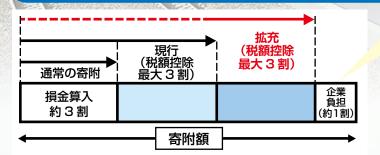
地方公共団体が地方創生のために実施する事業に対し、企業様から寄附を行っていただくと、税の優遇が受けられる「地方創生応援税制」が創設されました。 薩摩川内市では、本制度を活用して、次の地方創生プロジェクトにご支援いただける企業様を募集しています。



※R2.4.1 以降に新たに到来する 事業年度から適用

※川内駅コンベンションセンター(SS プラザせんだい)令和 3 年オープン予定

企業版ふるさと納税制度



例えば、100万円寄附した場合、税の軽減は90万円となり、 企業様の実質的なご負担は10万円となります。

企業版ふるさと納税制度を活用された場合、これまでの損金 算入による寄附額の約3割に相当する税の軽減に加え、特例 措置によって、6割が上乗せされ、合わせて9割に相当する 額が軽減されます。

本制度の対象となる地方創生プロジェクト

生き生きと働くまち薩摩川内応援プロジェクト

市内の中小企業等に新たに就職する新卒者等に対し、奨励金を交付し、新卒者等の就労促進と中小企業等の人材確保を支援します。 一人あたり:10万円支給

若者就労者奨学金返還支援プロジェクト

若い世代の負担となっている奨学金の返還を支援し、若い人材の 市内就労と市外への転出抑制を図 るため、基金に積み立てます。



遊休資源を活用した新ビジネス創出プロジェクト

パルプ用竹材等の買取単価への助成を行い、竹林の荒廃を防止すると同時に、セルロースナノファイバー(CNF)等の工業製品やバイオマスエネルギー等への利活用を促し、地場企業の育成や関連産業の誘致を図ります。



コンベンションセンターを軸とした 交流促進プロジェクト

川内駅東口にコンベンションセンターを整備してイベントや会議などの誘致を推進し、交流人口の拡大及び賑わいのある街なか拠点の形成を図ります。



川内港地域活性化プロジェクト

川内港を鹿児島県北西部の国際物流拠点として産業競争力を強化し、地域の交流・賑わい創出に資するため、川内港の利活用を促進を図ります。



寄附の要件等

- 薩摩川内市外に本社のある企業様がご利用いただけます。
- 優遇制度の対象となる寄附は10万円以上です。
- 返礼品等はありません。
- 同意いただきました企業様は、社名等をホームページで紹介いたします。

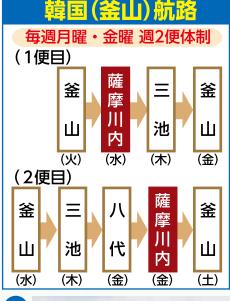


薩摩川内港(重要港湾·国際貿易港) 航路概要及び船社紹介

3航路 週4便で運航!! 機能充実、利便性向上の薩摩川内港

▶ 運 航 スケジュール ◀

R2.3.10 現在



国際フィーダー航路 毎週日曜日・週1便体制 (最大週3便) 薩摩川内 (日) (日)









《船·社》 INF株式会社】(i

【興亜LINE株式会社】(韓国) HEUNG A LINE CO.,LTD

《日本総代理店》

【株式会社シノコー成本】 SINOKOR SEIHON CO.,LTD

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目 13-10日本橋サンライズビル 2F TEL: 03-3273-4981 FAX: 03-3281-8605

《船社》

【OOCL(オリエントオーバーシーコンテナライン) (香港)】 ORIENT OVERSEAS CONTAINER LINE LTD. JAPAN BRANCH

〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目11-2ゲートシティ大崎イーストタワー8階 TEL:03-3493-6001 FAX:03-3493-6405

《国内運航》

【井本商運株式会社】

【日本通運株式会社 川内支店 川内海運事業所】 〒899-1924 鹿児島県薩摩川内市港町6110-180 TEL: 0996-31-2521 FAX: 0996-31-2522

【愛媛オーシャン・ライン株式会社】

社

EHIME OCEAN LINE 〒791-8067 愛媛県松山市古三津6丁目10-29 TEL: 089-952-2780 FAX: 089-952-2648

《船

(台湾航路代理店) 乙仲業務・通関業務

【鹿児島海陸運送株式会社 谷山営業所】

〒891-0131 鹿児島県鹿児島市谷山 3-1-13

TEL: 099-262-0005 FAX: 099-262-0020

【鹿児島海陸運送株式会社 川内事務所】

〒899-1924 鹿児島県薩摩川内市港町 6110-180 TEL: 0996-26-2200 FAX: 0996-26-2200

(代理店協力会社)乙仲業務・通関業務

【中越物産株式会社 九州流通事業所】

〒899-1924 鹿児島県薩摩川内市港町字松原360-21 TEL (0996) 26-3335 FAX (0996) 26-3310

乙仲業務・通関業務

日本通運株式会社 鹿児島支店 鹿児島海運事業所

〒891-0122 鹿児島県鹿児島市南栄4丁目43 TEL:099-269-6111 FAX:099-269-3849

株式会社 共進組 外航事務所

〒891-0131 鹿児島県鹿児島市谷山港1丁目24 TEL: 099-203-0794 FAX: 099-260-0795

株式会社 上組 鹿児島支店

〒891-0122 鹿児島県鹿児島市南栄3丁目19-3 TEL:099-269-4523 FAX:099-267-7838

運航スケジュール

(釜山航路・国際フィーダー航路代理店) 乙仲業務・通関業務

※中国定期コンテナ航路については、 平成26年5月から休止中

曜	В	B	月	火	水	木	金	土
入	港	\bigcirc			0	\circ	\circ	
行	先	神戸	_	_	釜山	台湾	釜山	_



企 業 名	主要製品等
1 (株)ミナトステンレス	ステンレス製品
2 (株)海連	食品加工
③ (株)幸洋港町工場	木材加工
4 中越物産(株)九州流通事業所	運送·通関業
5 丸武産業(株)川内戦国村	甲胄·民芸品
6 佐川急便(株)川内店	運送
7 (有)阿久根海産	水産加工品
8 (株)山元製材所船間島工場	製材
9 南九州福山通運(株)九州川内営業所	運送
10 (有)酒元水産加工川内営業所	水産加工品
11 (株)南光川内工場	金属加工品
12 日昭無線(株)鹿児島工場	電気機械器具
13 (株)大和川内商品センター	食品流通
14 (株)ヨシカワ	一般機械器具
15 エトー(株)鹿児島工場	金属製品
16 双葉鉄工建設(株)川内工場	鉄鋼製品
17 南日キョーワ(株)川内支店	鉄鋼製品
18 日本貨物(株)川内営業所	運送
19 (株)島興船間島工場	食品加工
20 (株)下園薩男商店船間島工場	水産加工品

	企業名		主要製品等
11 九州電力	(株)甑島第一新	電所	電力供給
2 丸博水産	(株)こしき島養	殖場	車エビ養殖
3 こしき海洋	洋深層水(株)		清涼飲料水
4 ENEOSグロー	ブガスターミナル(株)川	内ガスターミナル	ガス
5 九州電力	(株)川内発電所	Í	電力供給
6 エア・ウォーク	ター・マテリアル (株)	川内物流基地	化学薬品
MBC開発	(株)川内養殖場	昜	ヒラメ養殖
8 (株)下園	薩男商店 湯田	L場	水産加工物
9 (株)花田	電子		電子部品
10 (株)花田	電子網津工場		電子部品
11 (株)エコ	ミット		卸売業
12 (株)クリニ	エート技研		金属加工品
13 九州電力	(株)川内原子力]発電所	電力供給
14 九州樹脂	工業(株)		再生プラスチックペレット
15 (株)ロジスラ	・ ・ ックネットワーク川内	物流センター	物流

② 里支所

里町

串木野 新港

薩摩大川

8

10

7 薩摩高城

11

14

串木野市

43

草道 船間島 工業団地

9

薩摩川内港 (川内港) 5

13

46

阿久根市

薩摩川内 水引IIC

12

薩摩川内 高江 IC



薩摩川内市の工業団地・工業用地



東郷工業団地



企業立地等についてのお問い合わせは

当市は、県内外からの企業立地に積極的に取り組んでおります。

詳細は、下記の各機関で御案内しておりますので、お気軽に御相談ください。

● 薩摩川内市 商工観光部 商工政策課 産業立地グループ

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町 3-22 TEL 0996-22-8115 (内線 4322) FAX 0996-20-5570 E-mail kigyo@city.satsumasendai.lg.jp 薩摩川内市企業誘致 HP http://kigyo-satsumasendai.jp/

● 鹿児島県関係

鹿児島県商工労働水産部産業立地課 鹿児島県北薩地域振興局総務企画課 鹿児島県東京事務所企業誘致課 鹿児島県大阪事務所 鹿児島県福岡事務所

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10番1号 TEL(代表)099(286)2111 〒895-8501 薩摩川内市神田町 1 番 22 号 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 12階 〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目3番1-900大阪駅前第一ビル9階 TEL(代表)06(6341)5618 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街8番20号第二博多相互ビル5階501号 TEL(代表)092(441)2852

TEL(代表)0996(20)1900 TEL(代表)03(5212)9062

国関係

川内公共職業安定所 〒895-0063 薩摩川内市若葉町 4-24 川内地方合同庁舎内 TEL(代表)0996(22)8609 内 務 〒895-8601 薩摩川内市若葉町 1 - 2 5 TEL(代表) 0996 (22) 2830 Ш